



# 役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 - 2311  
小石原庁舎：74 - 2311

## 住民税務課

### ◆確定申告が始まります。「税の申告は正しくお早めに」

#### ■ 所得税・村県民税の申告期間

2月16日（火）～3月15日（火）

#### ≪受付場所・受付期間≫

受付場所	宝珠山庁舎	小石原庁舎
受付期間	2月16日（火）～3月15日（火） （土・日曜日を除く。）	2月17・24日、3月2・9日 （期間中の水曜日）

※ 宝珠山庁舎では、期間中は毎日（平日）受付を行います。小石原庁舎では、水曜日だけの受付とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

※ 交通事情等の理由により、水曜日以外の日に小石原庁舎での申告を希望される方は、事前にご連絡下さい。  
（TEL 72 - 2311 住民税務課 税務係）

#### 【訂正とお詫び】

平成27年度年間行事カレンダーの2月15日（月）欄に「確定申告受付期間（3月15日）」と記載していますが、正しくは、2月16日（火）から確定申告の受付が始まります。お詫びして訂正いたします。

## 1. 所得税の確定申告

### 【申告が必要な人】

- 商業・工業・農業・医業などを営んでいる人
- 家賃・地代・不動産売却などの所得がある人

平成27年中の各種の所得金額の合計が基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・その他の所得控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。

### ● 給与所得者

給与所得者は通常、年末調整で税金の精算が行われているので所得税の申告は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人は、申告が必要です。

- ① 給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ② 給与を2ヶ所以上の事業所からもらっている人
- ③ 給与収入の年額が2,000万円を超える人

## 2. 村県民税・国保税の申告

村県民税・国民健康保険税の申告書は、1月中旬に連絡員さんを通じて各世帯に配布します。

### 【申告が必要な人】

- 平成28年1月1日現在、本村に住所がある方（住民基本台帳に登録されていない方でも本村に住んでいる方）は申告しなければなりません。（パート・アルバイト等の収入のある方、農地を貸して貸付料をもらっている方等も申告が必要です。）
- 平成27年1月から12月までに所得がなかった方も必ず申告してください。

（非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの基礎資料に必要です。）

※ 所得税の申告をされた方や、平成27年1月から12月までの所得が給与所得のみの方（勤務先より村へ給与支払報告書の提出があった方）は申告の必要はありません。

## ◆申告や納税相談に必要なもの

### 【所得税・村県民税・国保税】

- 申告書…申告書の送付を受けている人は、その「申告書」。所得税の申告は「確定申告書」、村県民税・国民健康保険税の申告は「村県民税申告書」（税務署からの申告書送付は今年度までです。）
- 印鑑…口座振替希望者の方は、通帳とその印鑑
- 源泉徴収票…給与や年金などのある人は「平成 27 年分源泉徴収票」
- 帳簿書類…事業所得、不動産所得、農業所得などがある人は「収入・仕入・必要経費などが分かる帳簿書類」
- 社会保険料・生命保険料・損害保険料の所得の控除を受ける人は「社会保険料や生命保険料などの証明書」
- 雑損控除を受ける人は「損害を受けた住宅・家財の証明書」
- 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書と明細書・保険金などで補てんされる金額の明細書」
- 寄付金控除を受ける人は「寄付の証明書」
- 配当、住宅借入金などの所得税額控除を受ける人は、「税額控除に必要な書類」  
(初年度の住宅借入金控除を受けられる方は建物の登記簿謄本等が必要ですので、税務署での申告をお願いします。)

※介護保険の要介護認定者（要支援は除く）は、障害者控除に当てはまる場合がありますので、「障害者控除対象者認定書」が必要な人は介護保険証と印鑑を持参のうえ、保健福祉課で申請を行ってください。

### 所得税の還付申告

～こんなとき申告すれば納めた税金が戻ってきます～

給与所得者で確定申告をする必要のない人でも、次のような人は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻る（還付される）ことがあります。

#### 【住宅ローンを利用してマイホームを取得したとき】

住宅ローンを利用してマイホームを新築や購入、増改築したときは、一定の要件を満たせば入居した年から最高 15 年間の選択で、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この控除を受けるには確定申告が必要です。

#### 【年間の医療費が 10 万円または所得の 5% を超えたとき】

家族の病気やけがなどで平成 27 年中に支払った医療費が、10 万円または所得の 5% を超えると、医療費控除を受けることができます。

この控除対象は、診療・治療・出産のための診察費や入院のほか、入院中の食事代、薬代、歯の治療代、医師の処方に基づく治療費のためのマッサージや針代、成人のおむつ購入費（医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。ただし、要介護認定を受け 2 回目以降に医療費控除を受ける人は、いくつかの要件を満たしていれば、役場保健福祉課が発行する書類でおむつ証明書に代えることができます。詳しくは保健福祉課へおたずねください。）などで、このうち、社会保険から支給される療養費や生命保険会社から支払われる入院給付金などを差し引いた自己負担額です。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。

**国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。**

**簡単！スピーディー！！ ネットでどこでも申告・納税**

自宅やオフィス、事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます

詳しくは



e-Tax ホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（住民税務課）（電話：72-2311）

■ 目的

東峰村定住促進住宅は、移住・定住対策の一つの施策として、**村の人口、特に若年層及び子育て世代の人口を増やすこと**を目的とする施設です。

住宅の完成予定は2月下旬で、入居は3月中にできるよう計画しています。

■ 場所

東峰村大字福井 1658 番地 2 (西福井地区小松、宝珠の郷の北側)

■ 建築物件

- ・ 3LDK 2階メゾネットタイプ (1階部と2階部が一つの世帯)  
92㎡/戸 2棟 4世帯分 1戸当たり3人以上の入居
- ・ 1Kタイプ 34㎡/戸 1棟 4世帯分 1戸当たり2人以下の入居

■ 入居者の資格

定住促進住宅に入居できる方は、次に掲げる要件のいずれにも該当する方です。

- (1) 定住促進住宅を生活の本拠として居住する方。
- (2) 入居時において中学生以下の同居者がいる方。ただし、定員2名以下の住宅を除く。
- (3) 東峰村の消防団活動及び自治会組織等の地域活動に参加する方。
- (4) 市区町村税等を滞納していない方。

■ 家賃 (基準家賃・月額)

・ 3LDK : 45,000円 ・ 1K : 25,000円

中学生以下の同居者数に応じて家賃が減額されます。

⇒ 1名するとき…1万円減額、2名するとき…1.5万円減額、3名以上するとき…2万円減額

■ 募集期間・受付

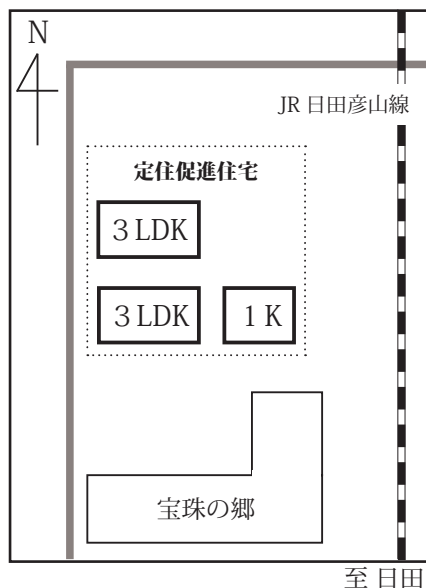
募集は、平成28年1月15日(金)から2月29日(月)までです。

受付は、役場建設水道課で行います。

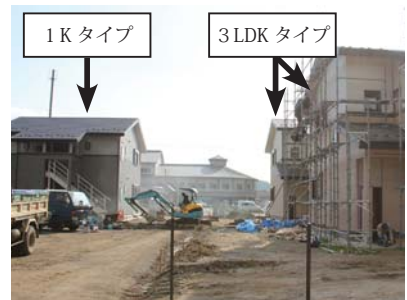
詳しくは、1月15日配布の募集チラシ、または東峰村ホームページをご覧ください。

定住促進住宅の外観写真 ▶

※建設途中のため参考にご覧下さい。



▲道路からの外観



▲左が1Kタイプ 右が3LDKタイプ



▲1Kタイプの住宅



▲3LDKタイプの住宅

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 建設水道課 (電話: 72-2313)

■ 総合戦略策定に関する 12 月の動きについて報告します。

作業部会

部 会	期 日	内 容
第 17 回	12 月 2 日	「総合戦略（案）」の具体的施策、及び施策の優先度について協議を行いました。

東峰村まち・ひと・しごと創生本部会議

12 月 8 日に第 4 回 東峰村まち・ひと・しごと創生本部会議（村長、副村長、教育長、課長級以上）を開催し、「総合戦略（案）」の具体的施策、及び施策の優先度について協議しました。

東峰村総合戦略推進会議

12 月 15 日、第 4 回 東峰村総合戦略推進会議（有識者会議）を開催しました。

上記の創生本部会議で協議した「総合戦略（案）」について協議を行い、委員からは次のような意見が出されました。

【委員からの意見（一部紹介）】

- ・これまでの会議で提案したものが、きちんと反映されていて良い。
- ・とても良いものが出来たと思う。



今回の推進会議をもって、「東峰村人口ビジョン」「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各案に関する全ての協議が終了しました。

■今後のスケジュールについて

協議を終えた「東峰村人口ビジョン」「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各案は、今後の議会の承認を経て確定となります。確定後は概要版を村内全戸に配布、地区懇談会で説明予定です。

【解説】

1. 東峰村人口ビジョン

東峰村の人口の現状と将来の姿を見通し、村が取り組むべき将来の方向を示す長期的なビジョンのこと。

2. 東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略

東峰村人口ビジョンを踏まえ、将来にわたり活力ある地域（まち）を維持し、村民が豊かで安心な生活を営むことができるよう、村を担う個性豊かで多様な人材（ひと）の確保、及び魅力ある就業機会（しごと）の創出を推進するために策定する戦略のこと。

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課（電話：72-2311）

## 教育委員会

### ◆臨時教員登録制度のご案内

- 対象者 希望する校種・教科の教員免許状を有する人（取得見込も可）
- 内容 小・中学校講師（常勤・非常勤）、養護助教諭、学校栄養職員、学校事務職員
- 勤務場所 東峰村、筑前町、朝倉市、うきは市、久留米市、小郡市、三井郡の公立小・中学校  
※週数時間から勤務可能
- 申込方法等お問合せ先 北筑後教育事務所 電話 0942-32-3161

お問合せ

東峰村教育委員会（電話：72-2301）

## 教育委員会

### ◆第35回朝倉地区人権・同和教育研究会の開催について

朝倉地区における人権・同和教育の推進を図ることで、一人ひとりの人権が尊重される明るい社会を目指し、朝倉同推連事業の一環として、「第35回朝倉地区人権・同和教育研究会」が開催されます。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

- 1 開催日時 平成28年1月23日（土）、13:20～
- 2 開催場所 ピーポート甘木 大ホール
- 3 開催内容 13:20～  
◆比留間光悦 トーク&ライブ「聞くは思いやり 言葉は贈りもの」  
14:15～  
◆内田美智子 講演会「命をいただいて、つないで、育むこと」  
人権パネル展  
◆私たちの暮らしと人権 ◆人権の花運動の取組  
※入場無料。手話通訳・要約筆記あり。無料託児あり。
- 4 主催 朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会
- 5 共催 久留米地域人権啓発活動ネットワーク協議会
- 6 お問合せ 朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会  
〒838-1302 朝倉市宮野 1997 番地  
朝倉地区人権啓発情報センター内  
TEL.0946-52-1182、FAX.0946-52-1162

お問合せ

東峰村教育委員会（電話：72-2301）

東峰村の皆様の健康増進と世代間交流を目的に、今年も「健康づくり地域交流フェスタ」を開催します。

当日は、アビスパ福岡のコーチと一緒に、小学生からご年配の方まで楽しく参加できるスポーツレクリエーションを行います。

皆様のご参加を、心よりお待ちしております！！

- 1 開催日時 平成 28 年 2 月 14 日（日）、13:00～17:00
- 2 開催場所 東峰村村民センター
- 3 募集人数 150 人  
※定員になり次第、締め切らせていただきます。
- 4 募集対象 小学生～年齢上限なし  
※小学生は、保護者や代表の大人の方と一緒に参加してください。
- 5 申込方法 参加申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。  
※申込締切：平成 28 年 1 月 22 日（金）まで  
※電話や FAX でのお申込みもできます。
- 6 お申込先 東峰村教育委員会（TEL.72-2301、FAX.72-2302）



【昨年の様子】



お問い合わせ

東峰村教育委員会（電話：72-2301）

## 保健福祉課

### ◆福岡県ライフデザインセミナーの開催について

未婚化や晩婚化、少子化の流れを変えるため、独身男女を対象にセミナーを開催します。  
朝倉地域では、「恋愛応援」「結婚応援」「出産・子育て応援」のセミナーを予定しており、  
3回目の出産・子育て応援セミナーを下記のとおり開催します。

《 出産・子育て応援セミナー 》

日 時 1月21日(木) 19:00～21:00

会 場 ピーポート甘木 第4・5会議室

対 象 者 独身男女以外の方でもご参加頂けます。

講 師 湯地 知美さん [チャイルドマインダー]

参 加 費 無料

申込方法 電話・メール

主 催 福岡県・朝倉市・筑前町・東峰村

申込み・問合せ先 福岡県ライフデザインセミナー事業運営事務局

TEL 092-713-8631

E-mail fko20dai2@athuman.com

受付時間 平日 10:00～17:30



お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

## 保健福祉課

### ◆年に一度は健康診査を受けましょう！！

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施しています。

平成27年度の受診期限は平成28年3月31日です。まだ受診されていない方は、お早目にご予約の上、受診してください。実施医療機関が分からない場合は、お気軽に下記お問合せ先までご連絡ください。

受診のときは、「被保険者証（保険証）」と広域連合が郵送した「受診票」、自己負担金500円が必要です。受診票が見あたらない場合は再発行をいたしますので、お問合せください。

※生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）で治療中の方は受診の対象となりません。

（お問合せ先）福岡県後期高齢者医療広域連合

お問合せセンター

TEL 092-651-3111

お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課（電話：74-2311）

毎日寒い日が続いています。

冬は、寒さと空気の乾燥によりインフルエンザや嘔吐下痢症など、感染症が流行します。

こまめなうがい・手洗いが大切です。

手洗い手順 (石けん液)



〈嘔吐・下痢症〉

冬季に流行し、主に嘔吐と下痢を繰り返して脱水症状をきたします。

熱はあってもそこまで上がらないのが多いです。

原因＝ロタウイルスやノロウイルスといったウイルス感染症がほとんどです。

発症＝病原体が体に侵入してからおよそ1日から3日経過してから起こることが知られています。

治療＝脱水にならないように対症療法をすることが一番の治療となります。

予防＝手洗い・うがいをしっかりしましょう。

※診療所では、内服加療として「五苓散」（水はけを良くする漢方薬）や「ビオフェルミン」（腸の細菌を整える薬）をお出ししたり、ひどい脱水があれば点滴加療などを行います。

なにかありましたらお気軽にご来院・ご相談ください。

お問合せ

東峰村立診療所（電話：74-2201）

人の動き

東峰村（平成27年12月末現在）前月比			あさくら地域（平成27年12月末現在）前月比		
人口	2,302	▲11	人口	87,275	▲63
男	1,058	▲4	男	41,290	▲30
女	1,244	▲7	女	45,985	▲33
世帯数	893	▲5	世帯数	32,466	▲16